

「IT革命を推進するための電気通信事業における競争政策の在り方」を論ずる

1. 前提としての環境の変化

インターネット、携帯電話の爆発的普及にみる如く、技術の進歩に伴い、通信に対するニーズの多様化、高度化がスピーディに行われていること。

従って、ネットワークの構造もこうした環境の変化に対応せねばならない。

今回の特別部会の基本的狙いは、世界的潮流になっているIT革命に、日本も遅れないように、どのような政策をとっていくのかが基本的狙いである。

一方、IT革命の中心である情報通信については、これまでは、1985年の通信事業の解放と電電公社の民営化（NTT）、1999年7月のNTTの再編成など、どちらかという通信事業者サイドから論ぜられていた。

従って、「NTTは大きすぎる」「地域NWは実質独占」といった、既存事業者をどうするかの堂々巡りに終始していたように思われる。

2. 特別部会に望むこと

今回は、「はじめに経営形態論議ありき」ではなく、国民的視点並びに利用者サイドの視点から、IT革命をグローバルな立場からいかにしていくか、という議論を大胆な発想をもってすべきである。

具体的な論点は、

国の通信政策として、公益通信（「安全」「治安」「防衛」等の通信）確保という公共的な使命を、競争下にある各事業者にどのように果たさせるべきか。

ユニバーサルサービスの範囲を明確にすること。

市場原理に委ねる部分について、公正競争を確保する手だて、例えばインフラ設備の共同利用などどうするか。

というように、議論の前提にメリハリをつけることが大切である。

3. 具体的には

(1) 公益通信について

特に防衛及び外交等の極めて重要な通信の確保については、国家戦略として、また、機密保持の観点から、これを競争下で確保していくための政策が必要である。

また、かつての「阪神大震災」や、最近の「三宅島噴火」対策にみられる「安全」という面でも、国と各事業者の役割を明確にする必要がある。

(2) ユニバーサルサービス

これまで、ユニバーサルサービスは、ライフラインとしての固定電話について、NTTのみに義務付けてきたが、地域市場を含めた競争を促進する一方で、この構造を維持することは困難であり、競争下でユニバーサルサービスを維持する構造を導入する必要がある。

また、今日的なデジタルデバイド問題についても、これをユニバーサルサービスとして事業者に義務付けるのか、あるいは国等が直接施策として行うのか等についての幅広い議論が必要である。

コストについては電気通信事業者によるプール制もしくは国の負担、という方法がある。

(3) 公正競争の確保

情報通信網は、共同溝、とう道、管路などのインフラ設備、ケーブルや交換機、ルータ等からなるネットワーク、及びネットワーク上で展開される多彩な利用技術からなる。

この中で、インフラ設備の構築にあたっては、狭い道路が縦横に走る日本の都市では、都市開発や地域開発等について、国家的な視点に立ち、電力、下水道等を含めた一元的な政策の下で構築されることが好ましい。

その他は競争市場における事業であり、原則自由、例外規制でいくべきである。

なお、利用者は、エンド・エンドのサービスを求めており、エンド・エンドでサービス展開出来るよう、事業者の競争環境を構築することが肝要である。

前述の、

公益通信

ユニバーサルサービス

公正競争の確保

などの点については、国が基本政策を決め、行政がウォッチしていく必要がある。

< N T T法の改正 >

以上の諸問題を解決すれば、究極的にはN T T法の撤廃に帰着するはずであるが、S T E P解決も十分あり得る。

その場合、ノウハウや技術の活用という意味でグループ経営が望ましい。

さらに、研究開発についてであるが、直接サービスに関わる応用研究は別として、基礎研究については、事業に密接なこれまでの持株会社に持たせるのが妥当であり、その成果は各事業者が応分の負担をして利用すればよい。

基礎研究の成否及びデファクトスタンダードにおけるリーダーシップは、国力を左右しかねないものであり、日本発グローバルスタンダードが生まれる開発に邁進すべきである。

以上、種々のご提案をさせていただいたが、我々、インフラネットワークの構築を業とする、通信建設業界の一員としては、通信事業者（発注者）が公正競争を前提として、各々の得意分野を生かし、低廉で上質のサービスをスピーディに提供出来るよう、十分なお手伝いを今後とも行っていきたい。

その結果、グローバルな視点で国際競争力を高め、我が国のI T革命が促進されることを望むものである。

平成 12 年 9 月 19 日

大 明 株 式 会 社
代 表 取 締 役 社 長
西 村 守 正